

しっかり  
認識  
しましょう

# 労働者派遣の**禁止業務** 港湾運送業務



「適用除外業務の港湾運送業務」とは「港湾における、船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役やいかだ運送、船積貨物の鑑定・検量等の業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務)」です(業務がなされるのは港湾※に於ける業務であることが前提となります。また、機械の利用によるか人力によるかは関係ありません)。

※6大港(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門)以外にも指定港湾があるので要確認  
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第一条第三号に規定する厚生労働大臣が指定する区域」  
(平成十一年十一月十七日)(労働省告示第百三十九号)

▶ **動画で事例をチェック!**

派遣協会 湾港運送 検索



## 禁止業務に該当する事例

- 1 湾岸より船舶に貨物を積み込むか、逆に船舶より湾岸に貨物を降ろす(貨物の箇数の計算又は受渡の証明や、船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定、貨物の容積又は重量の計算又は証明等は、含まない)。
- 2 船舶に積まれた貨物を、船舶上で移動したり、固定(縛りつけたりその指示をしたり)したりする。
- 3 船舶に積んだ貨物、または船舶から降ろした貨物の荷造り・荷解きをする。
- 4 船舶に積んだ貨物を梱包したり袋詰めしたり、または包装の修理等をする。
- 5 船舶や湾岸で、貨物の積み降ろし場所の清掃をする(船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等の清掃は含まない)。
- 6 船舶により運送された貨物を降ろした(積み込む)場所と港湾地域内の倉庫(以下港湾倉庫)との間で貨物の運送をする。
- 7 港湾倉庫内での貨物の荷解きや、その荷物の仕訳をする。  
注:運送された貨物だけではなく、港湾倉庫内にすでにある貨物全てが対象(倉庫内に付属冷蔵室がある場合には、そこへの荷物の出し入れのみ含まない)
- 8 トラックなどの運送車両や鉄道に、港湾倉庫やその他の地域から貨物を積んだり、逆に降ろしたりする。  
(トラックなどの運送車両や鉄道の運転は含まない)

## 禁止の理由

業務の波動性等その特殊性にかんがみ、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業とは別に、港湾労働法において、港湾労働の実情を踏まえた特別な労働力需給調整制度として港湾労働者派遣制度が導入されているためです。

# 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和六十年七月五日)(法律第八十八号)

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令

(昭和六十一年四月三日)(政令第九十五号)

法第四条第一項第一号の政令で定める業務

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「法」という。)第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第四項に規定するもの(第三号において「特定港湾」という。)において、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

- 一 港湾運送事業法第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為
- 二 港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)第二条第一号及び第二号に掲げる行為
- 三 船舶若しくははしげにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル(水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル)の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫(船舶若しくははしげにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。)への搬入(上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者(以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。)以外の者が行うものを除く。)、船舶若しくははしげにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出(上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。))又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。
- 四 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む。)(以下この号において「車両等」という。)により運送された貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。))又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出(特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。))。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの

第三条 法第六条第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 六 港湾労働法第四十八条、第四十九条(第一号を除く。))及び第五十一条(第二号及び第三号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十条の規定

## 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域

令第1条第3号に規定する厚生労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ下欄に掲げる区域とする。

### 労働者派遣事業関係業務取扱要領

#### 第2 適用除外業務等

##### 1 適用除外業務に係る制限

何人も、次のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない(法第4条第1項)。

- ① 港湾運送業務(港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)

以上の業務(以下「適用除外業務」という。))については、労働者派遣事業を行ってはならない。

また、労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該適用除外業務のいずれかに該当する業務に従事させてはならない(法第4条第3項)。

(参考) 港湾運送事業を営んでいる事業主は、港湾労働法第12条により、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、港湾運送業務に労働者派遣を行うことができる。

##### 2 適用除外業務の範囲

- (1) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門)における同条第2号に規定する港湾運送業務
- (2) 港湾労働法第2条第1号に規定する港湾以外の港湾における港湾運送業務(1)以外の業務であつて、港湾運送事業法の指定港湾(6大港を除く。具体的には別表2の港湾)において行われる同様の業務を定めるものである。

#### 第11 違法行為の防止、摘発

##### 7 違反の場合の効果

- (1) 適用除外業務等(第2参照)

イ 適用除外業務について労働者派遣事業を行った者は、法第59条第1号に該当し1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる場合がある。

また、許可の取消し(法第14条第1項)、事業停止命令(法第14条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、許可の取消しの対象となる(第12の3参照)。また、その指揮命令の下に派遣労働者を適用除外業務に従事させた者は、勧告(法第49条の2第1項)、公表(法第49条の2第2項)の対象となり(第12の3参照)。また、派遣労働者を適用除外業務に従事させる者へ労働者派遣を行った派遣元事業主は、労働者派遣の停止命令(法第49条第2項)の対象となる(第12の2参照)。

ロ また、その指揮命令の下に派遣労働者を適用除外業務に従事させた者は、勧告(法第49条の2第1項)、公表(法第49条の2第2項)の対象となり(第12の3参照)。また、派遣労働者を適用除外業務に従事させる者へ労働者派遣を行った派遣元事業主は、労働者派遣の停止命令(法第49条第2項)の対象となる(第12の2参照)。

